

# 令和4年度第1回千葉県青少年問題協議会 委員意見及び事務局回答

資料 1

## ○第4次青少年総合プランへの意見及び回答

番号	項目	委員意見	事務局回答	計画案の該当ページ
1	課題	孤独・孤立、自己肯定感という言葉について、この総合プランでは、こういう意味で使っているということを計画に記載していただきたい。	「子ども・若者を取り巻く環境の変化と課題」において、「孤独・孤立」及び「自己肯定感」の説明を盛り込みます。	P12、14
2	施策	LGBTQの文言が一つも入っていない。文言として特出しして見えるようにしたほうが良い。	事務局案として、基本方策⑧「様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実」の施策の方向性に「性的指向・性自認（性同一性）に係る者に対する理解促進」を盛り込み、記載内容について、関係課と調整を図ってまいります。（国大綱の記載を勘案し、「性的指向・性自認（性同一性）に係る者」としました。） →関係課との調整の結果、計画案において、基本方策④に整理。	P61～65
3	施策	概要に不登校の対応が入っていないが、省いたのはどういう理由か。	骨子案の施策の方向性については、例示列举としているため、すべてを網羅しているものではありませんが、本県においても、小・中学生の不登校の児童生徒数は増加傾向にあり、不登校について、引き続き対応・支援を行っていかねばならない問題であると認識していることから、骨子案の段階から入れさせていただきます。	—
4	施策	不登校については、データも入れておいた方がよいと思う。	御意見いただいたとおりデータも盛り込みます。	P32
5	施策	学校教育体制の整備について、青少年総合プランの施策としては、具体的にどんなことができるのか。例示的なものを書いていただいた方が良い。	事務局案として、教職員の質・教育力の向上、高等学校の魅力化・特色化、小学校専科非常勤講師等配置、ICT利活用の推進等を想定しています。記載内容について、教育庁の関係課と調整を図ってまいります。	P58～61
6	施策	体験活動の推進、その具体性について。東金少年自然の家が5年後に廃止しますが、施設があった方が、子どもたちに体験場所を与えられるのではないかと思います。	体験活動の推進については、様々な活動を通して、学校では学べない新しい発想が生まれたり、コミュニケーション能力が向上したり、自主性や協調性、自立心の育成ということで、非常に重要な取り組みだと認識しています。当該施設の廃止については、所管課でないため、当課から回答は控えさせていただきます。	P53～55
7	施策	成人年齢への対応というのがあるが、具体的にどんなことができるのか。	成年年齢の引き下げに伴い、18歳・19歳の若者が、契約に係るトラブルに巻き込まれることが懸念されることから、広報・啓発活動を行うなど、消費者教育を推進してまいります。	P48～50
8	施策	基本方策⑮にひもづく施策の方向性「専門性の高い人材の養成・確保・支援」について、具体的にどういった分野のこういった専門性をもつ人材を想定されているのか。	現計画でも盛り込んでいる青少年育成活動の担い手（青少年相談員や青少年補導員など）の他、医療・保健専門職（産科・小児科医師等）、児童福祉に関する専門職（児童相談所の児童福祉司）などを盛り込むことを想定しています。	P102, 103

9	施策	<p>基本方策⑱にひもづく施策の方向性「インターネット適正利用の広報啓発」について、具体的にどのような方法を想定されているか。その方法の実効性についてどのように評価されているのかを教えてください。</p>	<p>インターネット適正利用の広報啓発については、学校等の要請により職員を派遣して行う講演やSNSを活用した広報などを想定しています。 併せて、当課においては、青少年をインターネット上のトラブルから守るため、子ども達の利用頻度の高いウェブサービスを監視し、問題のある書き込みを発見した際に教育委員会等への情報提供を通じて、各学校から子ども達の指導を行うネットパトロールを実施しております。 このネットパトロールにおいて、問題のある書き込みの数や傾向の推移を把握しておりますが、近年は、問題のある書き込みが減少傾向にあることから、啓発の効果が現れているものと考えております。 しかしながら、依然として、SNS等を通じて子ども達が被害に遭う事件が後を絶たないことから、引き続き、生徒間で使われるキーワードなども活用した効果的なネットパトロールを実施していくことが重要と認識しています。</p>	P113～115
10	施策	<p>基本方針⑳にひもづく施策の方向性「多様な保育の充実」について、現状の課題にはどのようなものがあるのか、「多様」ということの意味について教えてください。</p>	<p>現状の課題として、共働き世帯の増加や就労形態の多様化などに伴い、各世帯の保育ニーズに対応した保育サービスを充実させることが必要であると考えています。 そのためには、民間保育所や認定こども園の整備促進など、待機児童の解消に向けた取組だけではなく、延長保育や病児保育、医療的ケア児の受入れ、一時預かり、休日保育など、世帯ごとの様々な保育ニーズに対応した保育の充実に係る取組を盛り込んでいきたいと考えております。</p>	P118
11	その他	<p>国の子ども家庭庁の設置に向けた動向についても、十分に情報収集を図りながら、今後の作成作業を進めていっていただきたい。</p>	<p>国の動向を見ながら、策定作業を進めてまいります。</p>	—